

# 日本ワールドビジネス人権方針

株式会社日本ワールドビジネスは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際的な人権規範を支持し、これらに基づいて人権尊重の取り組みを推進して参ります。

また、当社は人材派遣および人材紹介事業を通じて、多様な人材が安心して働くことのできる社会の実現を目指しており、人権の尊重を企業活動における最も重要な基盤の一つとして位置付けています。

この考えのもと、本方針は当社で働くすべての役員および従業員が理解し、実践すべきものとし、当社の事業活動における人権に関する最上位方針として位置付けます

また、本方針は当社の取締役全員の承認を経て制定しております。

## 1. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用されます。

また、派遣先企業および取引先等のビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針の理解し実践していただくことを期待します。

## 2. 外国人労働者の人権尊重

当社は、外国人材の雇用支援において以下を特に重視します。

- ・強制労働および人身取引の禁止
- ・適正な労働条件（賃金・労働時間等）の確保
- ・外国人労働者が理解できる言語・方法による労働条件等の説明
- ・過度な手数料負担および債務労働の防止
- ・身分証明書の不当な保持の禁止
- ・言語・文化の違いに基づく差別の防止

また、外国人材の募集および紹介に関わる第三者についても、人権尊重の観点から適切に確認・管理を行います。

## 3. 差別およびハラスメントの禁止

当社は、人種、国籍、性別、年齢、宗教、障がい、性的指向などによるいかなる差別・ハラスメントも容認しません。

## 4. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、事業活動における人権への影響を把握し、リスクの防止および軽減のための取り組みを継続的に行います

## **5. 是正および相談体制**

当社は、人権への負の影響が確認された場合、適切かつ迅速に事実関係の把握に努め、関係者と連携しながら適切な対応および改善に取り組めます。

また、サポート営業による巡回および面談を通じて、随時相談に対応できる体制を整えております。

## **6. 教育・啓発**

当社は、役員・従業員に対して人権に関する教育を実施し、本方針の理解と実践を促進します。

## **7. ステークホルダーとの対話**

当社は、派遣スタッフ、顧客企業、関係機関等との対話を通じて、人権課題の把握と改善に努めます。

制定日：2026 年 7 月 31 日

株式会社日本ワールドビジネス

代表取締役会長 後 孝志